

日本共産党

西宮市会議員団ニュース

(発行) 日本共産党西宮市会議員団(2015. 5. 31 No.641)

西宮市六湛寺町 10-3(西宮市議会内)

TEL35-3368 FAX・22-7815

E メール・nmc30547@nishi.or.jp

ホームページ <http://nishinomiya.jcp-giin.net/>

災害援護資金、西宮市でも免除要件拡大を 神戸市は保証人も含めて事実上の免除

阪神大震災時には被災者再建支援法(全壊で 300 万円支給)がなかった為、生活再建のために多くの方が災害援護資金(最大 350 万円)の借り入れをされました。資力がなく今なお返済に苦しんでおられる人たちがいます。東日本大震災では、国が返済期限後 10 年を経て無資力状態にある人は返済免除としたことから、県内の阪神大震災被災自治体はその基準緩和を求め、1月には国がその方向を示しました。しかし、未完済者の多くを占める少額償還者についての基準が曖昧だったことから、県も含め他自治体から国に対して見直しの意見を上げていました。

日本共産党西宮市会議員団は、長期に返済できない人たちを引き続き苦しませることのないように、この間一般質問や毎年度の予算要望書で資力のない人たちは少額返済者も含めて免除をすべきと求めてきました。

神戸市は独自方針打ち出す

こうした中で 4 月 22 日、国は「資力のない人」とする基準については自治体の判断で少額償還者なども対象にできるという通知を出しました。

このたび、神戸市は 5 月 13 日、これから 1 年間市民からの返済を一旦停止し、少額返済をしておられ

る人たちの資力調査をおこなった上で、保証人も含めて事実上の返済免除対象を拡大をする方針を発表しました。

西宮市の場合は、今のところ①神戸市のように返済を一年間停止する考えはない②借り入れ後 20 年経過する借受人について、無資力で現に返済できないかの「判定」をして、返済免除の可否を決定するという立場です。

同じ被災者に対して自治体ごとに免除要件に違いが出ることは問題であり、党議員団は今後も免除の拡大に取り組んでいきます。

借り上げ住宅問題で当局に問題点指摘

阪神淡路大震災で被災された人たちが入居された UR 借り上げ住宅の住み替え問題について、党議員団は生存権の問題として、この間 13 議会連続して本会議質問で取り上げてきました。

この 4 月の人事異動で局長などの幹部の人事異動があったことから、5 月 26 日、党市議団は借り上げ住宅の担当部局と話し合いを持ち、この間の市の対応などについての問題点を指摘しました。

具体的には、すでに弁護士さんと委任契約をした住宅に住宅課が訪問したこと、住み替えをした住宅を後日訪問してフォローすることになっているものの、転居の一ヶ月程度経過後にしか訪問が行わ

れていなことが判明。今後も引き続き住民の皆さんのが継続入居できるよう頑張ります。



担当の都市局幹部と話し合う議員団